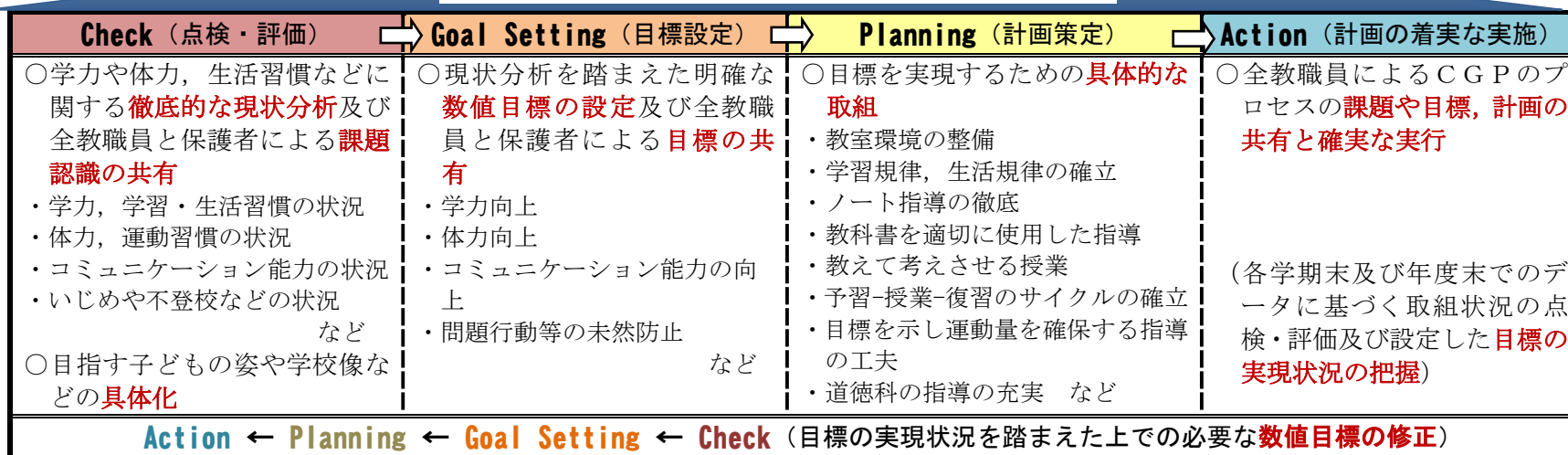


10 学校改善の全体構造図

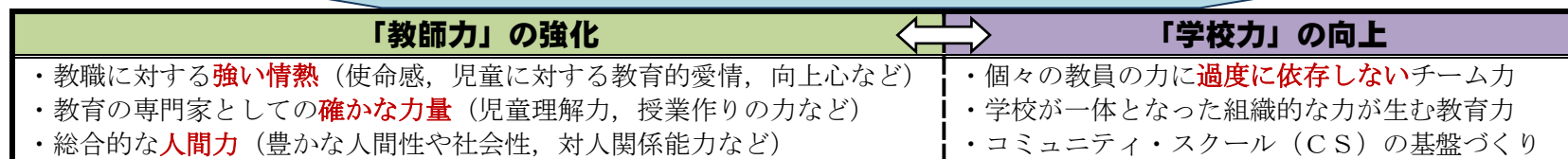
実践の合い言葉「全ては子供たちのために、常に改善、共に前進」

全ての教育の取組は児童の「生きる力」を育てるために行われる。このため、児童の学力や体力の伸び方、心身の育ち方などに応じて適時に教育活動や経営活動を工夫改善し、全教職員が一致協力して「生きる力」を確実に育む取組を進めることが大切である。

学校改善サイクル（CGPA）の実質化・迅速化



校内研修・研究の改善充実



- ・地方公務員法 (サービスの根本基準) 第 30 条 すべて職員は、**全体の奉仕者**として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- ・教育公務員特例法 (研修) 第 21 条 教育公務員は、その職責を遂行するために、**絶えず研究と修養**に努めなければならない。